控

受付
31. 4. 17
近畿税理士会

平成３１年４月１７日

近畿税理士会
会　　長　浅田　恒博　様

近畿青年税理士連盟
代表幹事　和田
大阪市中央区船越町１－１
大手前ハウス２０

次期税理士法改正に向けての意見書

Ⅰ　はじめに

我々近畿青年税理士連盟は、近畿二府四県の約１，０００名の税理士が所属する任意団体であり、会員相互の親睦と研鑽を図りつつ、納税者の権利を護り、租税制度の改善と税理士制度の発展を図ることを目的として活動を行っております。また、申告納税制度の更なる発展に寄与するため、日々研鑽と努力を重ね、税理士の社会公共的使命を完遂するべく邁進しております。

さて、平成２６年税理士法改正から５年が経過し、税理士制度の創設から今日までの間、時代の変化に適応した種々の法改正及び制度改正が行われてきておりますが、近年では、ＡＩ・ＩＣＴ技術等の進展が盛んに取り沙汰されており、「税務行政の将来像～スマート化を目指して～（平成２９年６月：国税庁）」の公表や納税環境の変化等も相まって、我々税理士を取り巻く環境の変化に対しては、制度改正など柔軟かつ迅速に対応していくことが求められております。また、税理士試験の受験者数は毎年逓減しており、特に若年層の減少幅は著しいものがあります。これらを受けて、日本税理士会連合会における会長諮問「次期税理士法改正に向けた検討～近未来につなげていける税理士制度を考える～」に基づき、次世代を担う若年層にとってさらに魅力ある制度として将来にわたり維持・発展を図るとの観点から、税務行政の将来像及び納税環境の変化等を加味し、「税理士業界の未来予想図」を想定し、現在から近未来につなげていける税理士制度を検討（一部抜粋）するよう、貴会においても次期税理士法改正に向けた議論が活発に行われているものと推察致します。

我々近畿青年税理士連盟もこうした現状を踏まえ、時代の変化に適応した税理士制度のあり方についての議論を重ね、入念かつ慎重に検討を行いました。

ここにその検討の結果を表明し、貴会における次期税理士法改正に向けた議論に資するべく、意見書を提出致します。

Ⅱ　意見の内容

【１】税理士の使命の見直し

【意見】　税理士の使命の見直し

時代の変化に適応した税理士の使命のあり方について、税理士法第１条に「納税者の権利を擁護する」ことが税理士の使命である旨を明記することも含めて見直すことを検討すべきである。

【理由】

税理士法第１条は、昭和５５年の税理士法改正において、税理士の職責を使命へと改正し、税理士としての基本的姿勢を示すものとして現在にまで至っている。この間、急速な経済、社会情勢等の変化も著しく、それに伴い税制は高度かつ複雑化の一途を辿っているが、先の補佐人制度の創設や近年の行政不服審査法や国税通則法の改正等にみられるように、国民・納税者の権利利益を保護する方向での制度改正が相次いで行われている。

税理士制度が国民・納税者のための制度である以上、真に国民のための税理士制度すなわち、国民・納税者の権利利益の保護を図ることは、税理士に課せられる極めて重要な社会公共的使命であるから、税理士法第１条は国民・納税者の視点からみて、その権利利益を保護することが税理士の使命であるとする基本的立場が明瞭に示されていなければならない。国民・納税者は主権者として扱われる権利を有しており、税理士は納税者の代理人として日本国憲法に定められた納税義務の適正な実現を図るとともに、納税者の租税に関する正当な権利を擁護する使命を負うものである。

租税法律主義に基づく納税義務の適正な実現をもって納税者の権利を擁護できるとする見解があるが、本来的な意味において納税者の有する権利は、「主権者として扱われること」にあり、納税者は日本国憲法第１１条（基本的人権）及び第１３条（個人の尊重と公共の福祉）に保障される権利を有するのであるから、租税法律上の適正な租税負担のみに留まらず、その権利の範囲を広義なものと捉えなければならない。

従って、税理士の基本的立場を曖昧にしている現行の税理士法第１条については、主権の存する納税者の代理人であるとする立場を明瞭に示すよう、「納税者の権利を擁護する」ことが税理士の使命である旨を明記することも含めて見直すことを検討し、次のとおり改めるべきである。

税理士法第１条（税理士の使命）

税理士は、納税者の権利を擁護し、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

２　税理士は、前項の使命に基づき、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念にそつて、納税者の信頼にこたえるとともに、租税に関する制度の改善に努力しなければならない。

【２】税理士の資格取得のあり方

【意見】　税理士の資格取得の基本的なあり方

税理士資格は原則として税理士試験合格者のみに付与すべきである。

【理由】

税理士法第６条は税理士試験の目的を「税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する」旨規定しているが、当該試験の目的中に税理士としての「資質の検証」を行うことを追加した上で、税理士資格は原則として税理士法に定める厳正かつ公平な税理士試験に合格した者のみに付与すべきである。

国民・納税者からの社会的要請に応え得る職業専門家としての資質や適性を担保する国家資格については、当該資格に係る公の試験（国家試験等）の合格を要件として付与することが基本的かつ一般的であるから、その例外として当該試験の全部又は一部を免除する措置は必要以上に設けるべきではない。

一定の修士学位取得者に対する税理士試験の一部科目免除は、当該学位取得者の有するその専門的な学術性に鑑みその合理性は認めるものの、当該学位取得に係る研究の内容と免除科目との間に同質性・関連性があると認められる科目に限定するなど慎重に免除科目を抽出し、精査すべきである。また、現行では試験合格者は税法に属する科目のうち法人税法又は所得税法のいずれかが選択必須科目となっていることとの均衡を図るため、一定の修士学位取得者については税法に属する科目のうち法人税法又は所得税法のいずれかの科目を含む税法に属する科目の２科目の試験合格を要件とすべきである。

また、税務官公署等行政実務経験者（いわゆる国税ＯＢ等）に対する税理士試験の全部又は一部の科目免除については、試験合格者との均衡を図る観点からも当該免除制度のあり方について、その合理性を検証し見直しを図るべきである。

さらに、弁護士及び公認会計士に対する税理士資格の取得のあり方については、各々が果たすべき職業専門家としての使命は異なるのであるから、税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうか並びに税理士としての資質の検証を行うことなく、税理士資格が付与されることは適当でないため、税理士資格の取得のあり方について、その合理性を検証し見直しを図るべきである。

【意見】　国税ＯＢ等の資格取得のあり方

税務官公署等行政実務経験者（いわゆる国税ＯＢ等）に対する税理士試験の科目免除制度を見直し、会計学に属する科目の全部及び税法に属する科目の１科目の試験合格を要件とすべきである。

なお、当該見直しにより指定研修制度を廃止すべきである。

【理由】

税務官公署等行政実務経験者（いわゆる国税ＯＢ等）については、その職務経歴等に応じた税法に属する科目の全部又は一部の免除制度及び国税審議会の指定した研修を修了したことによる会計学に属する科目の免除制度がそれぞれ存置されている。

税理士としての資質の検証を図る観点からは、税務行政実務経験のみをもって当該資質の検証を図ること自体が問題であることに加えて、国税審議会の指定した研修についても修了者の割合が極めて高水準であること等の実態に照らしても、税理士試験を経ることなく実質無試験による資格取得が可能である現行制度は大いに問題があると言わざるを得ない。上記のとおり、税理士の資格取得は税理士試験合格者のみに付与すべきとする基本的考え方によれば、試験合格者との均衡を図る観点からも著しくその合理性を欠いている。

従って、当該科目免除制度を見直し、会計学に属する科目の全部及び税法に属する科目の１科目の試験合格を要件とすべきである。なお、当該見直しに併せて指定研修制度を廃止すべきである。

【意見】　弁護士の資格取得のあり方

弁護士に対する税理士資格の無条件自動付与は廃止すべきである。

税理士法第３条第１項第三号の削除及び弁護士法第３条第１項「一般の法律事務」の範囲から税理士の事務を除外した上で、弁護士法第３条第２項中「及び税理士」を削除すべきである。

なお当該削除と併せて、税理士法第５１条（税理士業務を行う弁護士等）も当然に削除すべきである。

【理由】

弁護士法第１条第１項は弁護士の使命について「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」旨規定しており、弁護士が税理士と異なる使命を有することは明らかであるから、各々の職業専門家の資格取得のあり方及びその資質の検証方法は当然に異なるべきである。

但し、弁護士法第３条は、弁護士の職務について第１項で「弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする」、 第２項で「弁護士は、当然、弁理士及び税理士の事務を行うことができる」旨規定しており、当該規定を解釈する上において税理士の事務は、弁護士法第３条第１項にいう「一般の法律事務」に該当するものとされ、第２項は弁護士の職務の中に税理士の事務が含まれていることを注意的に規定したものであると解されている。そのため現行の弁護士法第３条第２項を存置したまま、税理士法第３条第１項第三号を削除することはできない。

昭和２６年の税理士法制定当時における税理士法第３条「税理士の資格」の順序は、①弁護士、②公認会計士、③税理士試験に合格した者、④税理士試験を免除された者と規定されていたが、当該規定はあくまでも資格者の数を一定程度確保する必要があるとの立法政策的な理由によるものであって、昭和５５年の税理士法改正により、税理士の資格取得のあり方として、税理士試験に合格した者に付与すべきとする基本的考え方に基づき、第一号に税理士試験に合格した者が規定されることとなった。現在の税理士数が必要な水準程度に確保されている状況に鑑みれば、税理士法制定当時の意義は既に充分に果たされている。

また、高度かつ複雑化した近年の社会、経済環境下において国民・納税者の信頼と期待に応え得る税務の専門家たる税理士に求められる専門性を確保する観点からは、その能力担保措置について厳格である必要があることから、弁護士に対して無条件に税理士資格を付与する現行制度は国民・納税者の権利擁護及び職業専門家を選定する際の安全性の確保の観点から著しくその合理性を欠いており、税理士の事務について、これを弁護士法第３条第１項にいう「一般の法律事務」に該当するものとする解釈は適当ではない。

従って、税理士法第３条第１項第三号を削除することと併せて、弁護士法第３条第１項「一般の法律事務」の範囲から、税理士の事務を除外した上で、弁護士法第３条第２項中「及び税理士」を削除すべきである。

なお当該削除と併せて、税理士法第５１条（税理士業務を行う弁護士等）も当然に削除すべきである。

【意見】　公認会計士の資格取得のあり方

公認会計士に対する税理士資格の取得については、会計学に属する科目の免除に留め、税法に属する科目については、試験合格を要件とすべきである。

平成２６年税理士法改正による税理士資格の自動付与見直しに係る指定研修のあり方については、引き続きその動向を注視し、情報開示を積極的に求めていくとともに、更なる見直しに向けた意見を継続して述べるべきである。

【理由】

公認会計士法第１条は、公認会計士の使命について「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする」旨規定しており、公認会計士が税理士とは異なる使命を担うことは明らかであるから、各々の資格取得のあり方及びその資質の検証方法は当然に異なるべきである。

また、公認会計士法第５条に定める公認会計士試験の目的についても、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するためとされており、あくまでも公認会計士としての業務を行うために必要な資質の検証であって、税理士となるのに必要な資質の検証を行うものでないことは明らかであるから、公認会計士を税理士となる資格を有する者に加える法理論的根拠は存在しない。

従って税理士法第３条第１項第四号、第２項及び第３項を削除し、監査及び会計の専門家である公認会計士については、税理士試験のうち会計学に属する科目を免除することについては合理性が認められるが、税法に属する科目を免除することについてはその合理性が認められないことから、税理士法第８条（試験科目の一部の免除等）により措置することとし、会計学に属する科目の免除に留め、税法に属する科目については、試験合格を要件とすべきである。

また、平成２６年税理士法改正により新たに税理士法第３条第３項が新設され、公認会計士による税理士資格の取得には、国税審議会が指定する研修の修了が課せられることとなった。

しかし、現行の公認会計士法第１６条第１項や実務補習規程第１条にあるとおり、公認会計士の実務補習の目的には「税理士となるのに必要な学識等の習得」が含まれず、あくまでも実務補習が公認会計士となるのに必要な能力を養成するためのものであることから、平成２８年６月の国税審議会税理士分科会において決定された研修指定の方向性が税理士会の思惑と乖離していることは明白であり、税理士制度の信頼性向上に資するために行われた税理士資格の自動資格付与廃止という法改正の趣旨からも逸脱したものであると言わざるを得ない。

平成２９年４月より当該制度の実質的運用が開始されているが、税理士制度の信頼性の確保のためにも、国税審議会の指定による税法に関する研修について、税法関係の実務補習考査の内容及び質等が、税理士法第３条第３項及び同法施行規則第１条の３に定める学識と同程度のものを習得できるものであるか否かを検証しつつ、当該運用が適正かつ公平に実施されているか否かの推移を見守り、公認会計士に対する税理士資格の取得のあり方について更なる見直しに向けた意見を継続して述べるべきである。

【３】税理士試験制度の見直し

【意見】　受験資格要件のあり方

税理士法第５条第１項各号に定める受験資格要件について、学識及び資格の内容、職歴の内容や期間等の合理性を検証し、適当な受験資格要件のあり方を検討すべきである。

但し、近年の税理士試験の受験者数減少への解決策としての受験資格要件の緩和については、当該受験者数の減少の背景、理由等を十分に検証しないまま、安易な受験資格要件の緩和を行うべきではない。

【理由】

資格制度については、その取得において機会が公平なものとされていなければならず、受験資格要件を必要以上に厳格にすべきでないが、税理士となるべき資格者として一定水準以上の資質を担保するためには、学歴や職歴等に基づく受験資格要件を課すことに一定の合理性は認められる。

平成２６年税理士法改正により一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格要件について、その従事期間を２年以上（従前：３年以上）とする要件の緩和が図られたところであるが、申告納税制度の維持、発展及び税理士制度の適正な水準の確保の観点から、次世代の税理士制度を担う有能な人材をより広く募るため、現行の税理士法第５条第１項各号に定める受験資格要件について、学識及び資格の内容、職歴の内容や期間等の合理性を検証し、柔軟な見直しも含めた適当な受験資格要件のあり方を検討すべきである。

近年、少子化や経済環境の著しい変化等により、税理士試験の受験者数が毎年逓減しており、特に若年層の減少幅は著しいのが現状であり、これを解決する施策として受験資格要件を緩和する意見があるが、当該受験者数の減少の背景、理由等を十分に検証しないまま、安易な受験資格要件の緩和を行うべきではない。

【意見】　試験内容等のあり方

試験科目については、その内容を精査し、追加・廃止を含めて見直すことを検討すべきである。

また、採点及び配点の基準を公表することとし、情報開示による試験制度の透明性の確保を図るべきである。

【理由】

現行の税理士試験制度は、昭和２６年の税理士法制定当時から基本的な形式としては変わっておらず、過度に暗記力及び計算力に偏った試験内容から、真に税理士となるのに必要な学識及びその応用能力を有するかどうかの判定並びに資質の検証を行うために、税理士実務に必要な応用能力を問う試験内容へと移行すべきである。

そこで、公認会計士法第８条第４項に倣い、税理士法第６条に新たに第２項を設け、「税理士試験においては、その受験者が税理士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、実践的な思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない」旨を規定すべきである。

上記を踏まえ、税理士業務に必要かつ密接にかかわる分野についても試験範囲とすることも含めて、現行の試験科目については、その内容を精査し、追加・廃止を含めて見直すことを検討すべきである。但し、単に受験者の利便性に資するための見直しであるべきではない。

なお、現行の科目合格制度は維持すべきである。

さらに、税理士試験は他士業の国家試験に比して、採点及び配点の基準が不明確であり、合否を含め受験者に対しての情報公開が十分であるとは言えない。このような情報の非開示性も受験者数減少の一因と考えられることから、試験実施後に採点及び配点の基準を公表することとし、情報開示による試験制度の透明性の確保を図るべきである。

【４】通知弁護士制度の見直し

【意見】　通知弁護士制度の見直し

税理士法第５１条（税理士業務を行う弁護士等）の解釈の明確化を図るとともに、反復継続して税理士業務を行う場合には、税理士登録が必要である旨を明文化すべきである。

【理由】

先般、通知弁護士については、その氏名、所属弁護士会、弁護士登録番号及び通知をした国税局に関する情報について、国税庁ホームページにおいて公表されることとなったが、税理士法第５１条の「随時、税理士業務を行うことができる」旨の文理解釈が曖昧であるが故に、通知後に税理士業務に従事する期間の定めがないこと、事案への関与形態が不明確であること等の問題が生じていることから、当該規定の解釈の明確化を図るべきである。

また現行は、通知弁護士は税理士登録を要しないことから、税理士会の監督下にないため、日本税理士会連合会並びに税理士会が行う会員への指導、連絡及び監督が及ばず、税理士会員に課せられた研修受講の義務等もない。従って、納税者に不利益を与えることがないよう、反復継続して税理士業務を行う場合には、税理士登録が必要である旨を明文化すべきである。

【５】事務所の設置義務等の見直し

【意見】　事務所の設置義務等の見直し

ＩＣＴ技術の著しい進展等に伴うテレワークの増加などの時代の変化に適応した事務所の設置義務及び事務所の定義の見直しを早急に図るべきである。

但し、見直しにあたっては税理士及び使用人各々の立場によりテレワークを認める範囲を厳格に区分するなど所要の措置を講じた上で、その見直しに係る影響を十分に考慮し慎重に検討すべきである。

【理由】

税理士は税理士法第４０条第１項により、税理士業務を行うための事務所を設けなければならないこととされており、また同第４項により、税理士事務所を二以上設けることが禁止されている。これは、税理士の業務活動の本拠を一カ所に限定すること

が法律関係を明確にする上で便宜であること、個人の監督能力を超えて業務範囲を拡大することを事務所の数の面から規制し、いわゆるニセ税理士行為を排除することを目的として規定されているものである。

近年、ＩＣＴ技術の著しい進展等により、在宅勤務やモバイルワーク等のいわゆるテレワークにより税理士業務を機動的に行うことができるようになってきており、当該テレワークについては、現行の「事務所とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。」（税基通４０－１）の規定により、税理士事務所には該当しないものと考えられる。

しかし今後、働き方改革等が進むことに伴ってこのような税理士業務の形態が増加することが容易に想定されることから、通達の規定も含めた事務所の設置義務のあり方を検討し、事務所の定義の明確化も併せて時代の変化に適応した見直しを早急に図るべきである。

但し、テレワークについては、税理士法第３８条（秘密を守る義務）、第４１条の２（使用人等に対する監督義務）、第５２条（税理士業務の制限）及び第５４条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）との関連性から問題点を指摘する意見もあることから、見直しにあたっては税理士及び使用人各々の立場によりテレワークを認める範囲を厳格に区分するなど所要の措置を講じた上で、その見直しに係る影響を十分に考慮し慎重に検討すべきである。

【６】その他の意見項目

【意見】　補佐人制度の見直し

税理士法第２条の２第１項における出廷陳述権に加えて尋問権を付与すべきである。

【理由】

税理士法第２条の２第１項において「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる」とされているため、税理士が単独で補佐人となることができず、また出廷陳述権のみが認められていることから、尋問権がないとされている。

訴訟実務では裁判長の許可を得て尋問が行われているのが現状であり、訴訟実務の実態に照らし、税理士法第２条の２第１項中「陳述をすることができる」を「陳述及び尋問をすることができる」と改め、出廷陳述権に加えて尋問権を付与すべきである。

【意見】　税務代理の権限の明示についての見直し

税務代理権限証書について、その提出時期を明文化し、委嘱関係の始期及び終期の明確化を図るべきである。

【理由】

税理士は税理士法第３０条により、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出することが義務付けられているが、現状では納税者との委嘱契約の締結時と実際の税務代理の時期が必ずしも一致しないことに起因して、納税者、税理士及び税務官公署等において委嘱の事実が適切に把握されていない事態が散見され、納税者の利便性及び権利利益の保護の観点から問題であるため、税務代理権限証書についてはその提出時期を明文化し、委嘱関係の始期及び終期の明確化を図るべきである。

Ⅲ　おわりに

以上のとおり、我々近畿青年税理士連盟は現行の税理士制度の課題及び時代の変化に適応した税理士制度のあり方についての議論を重ね、本意見書を取りまとめるに至りました。

近年の急速な時代の変化に適応するためには、税理士制度について不断の見直しを行うことが必要であることは言うまでもありません。

次期税理士法改正に向けた議論が活発に行われている現状において、我々が希求する納税者の権利擁護の視点からの、申告納税制度の理念にそった真に国民のための税理士制度の実現に向けた税理士法改正が行われることを切に願い、今後も研鑽を重ね、税理士、また次世代を担う人材として税理士を志す者にとっても、税理士制度が魅力ある制度として存続し続けられるよう、あらゆる提言等を行っていく所存です。